

【諮問第238号】

22川情個第48号

平成22年9月 1日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成21年11月18日付け21川市人第504号で諮問のありました、公文書開示請求に係る拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市長の行った文書不存在を理由とする拒否処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成21年9月23日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「同和地区の地名が分かる文書。同和地区の区域が分かる地図。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に対し平成21年10月6日付けで文書不存在による開示請求拒否処分を行った。

異議申立人は、平成21年11月6日付けで、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第238号事件）

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人は意見書の提出及び口頭意見陳述を行わない旨申し出ているため、異議申立人の主張は平成21年11月6日付けの異議申立書によってのみ行われ、その概要は次のとおりである。

- (1) 川崎市には同和对策事業特別措置法（昭和44年法律第60号。以下「同対法」という。）に規定する対象地域が指定されていないとしているが、いわゆる同和地区の地名や区域が不明なのであれば、どのような事を根拠に同和関係の補助金を支出しているのか不明である。
- (2) 同和関係補助金が川崎市から支出されているのであれば、同対法で規定する対象地域の指定がないとしても、川崎市として何らかの形で同和地区を特定していることが推測される。よって、「同和地区の地名や区域を問わず文書及び地図は存在しない。」という説明は誤りである。

4 実施機関の主張要旨

平成22年1月8日付け処分理由説明書及び平成22年4月16日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 本市では同対法第1条に規定する「対象地域」が指定されていないため同法に基づく事業は実施しておらず、市単独事業として同和団体への補助金の交付と同和世帯への資金貸付けを実施してきた。
- (2) 同和団体に対する補助金の交付は、昭和54年に制定した「川崎市同和对策事業活動費補助金交付要綱」（現在は川崎市人権・同和对策生活相談事業補助金交付要綱。）に基づき実施している。

補助金の交付は同和对策事業を実施している団体に対してその活動の補助を目的として支出しており、特定の地名・区域が補助金の交付要件となっていないため、それらを確認する必要がない。

- (3) 同和世帯更生資金貸付事業は、昭和54年に制定した「川崎市同和世帯更生資

金貸付制度要綱」及び「川崎市同和世帯更生資金貸付制度要領」に基づき必要な資金の貸付けを実施し、貸付けに係る手続きは次の通り行われていた。なお、当該事業は平成15年3月をもって廃止している。

ア 資金の貸付けを受けようとする者は、本人が加入している同和団体に貸付けの申し込みを行う。

イ 申し込みを受けた団体は償還計画等の確認を行い市に対して借入れの申請を行う。

ウ 市は、団体から提出された借入申請について審査会を開催し、貸付けの可否を決定する。

上記の手続きにより資金の貸付けが行われていたため、対象者個人の住所や出身地について確認する必要がなかった。

(4) 以上の理由から「同和地区の地名が分かる文書」及び「同和地区の区域が分かる地図」は、本市が同和対策事業を実施する上で必要としないため保有しておらず、文書不存在を理由に開示請求拒否処分を行ったことは妥当であると考える。

5 審査会の判断

本件の争点は、実施機関が、異議申立人の主張する「同和地区」を同対法（昭和44年～昭和57年）第1条に規定する「対象地域」とし、川崎市においては、「対象地区」の指定はなかったことから、文書不存在の処分を行ったのに対し、異議申立人から川崎市が同和関係の補助金を支出しているので、「同和地区」を特定できていることが推測され、実施機関には、同和地区の地名や区域をあらわす文書又は地図が存在するとしている点にある。

そこで判断するに、同和地区とは、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地区であり、この地区に対して同対法に基づく同和対策事業が国、地方公共団体により行われたことはすでに周知の事実であり、これと異なる意味で「同和地区」という用語を使うことは、少なくとも行政用語としてはあり得ないこともまた明らかである。したがって、実施機関が、川崎市内においては「同和地区」が存在せず、同地区の地区名や区域をあらわす文書や地図が存在しないとの主張立証には合理性があり、文書不存在処分をしたことも妥当である。

もっとも、市においても、市単独事業として、同和団体に対する補助金の交付と同和世帯への資金貸付事業を行っているが、当該事業は、同対法に基づくものではなく、したがって、「同和地区」に対する事業として行われているものではない。異議申立人の主張によれば、同和地区が存在しなければ、どのような根拠があって、同和関係の事業が可能なのか不明であるとするが、この点の主張は以下の通り失当である。

同対法の目的は主として歴史的社会的差別が一定の地区やその出身者に集中していることから、まず物質的経済的側面から当該地区を「対象地域」（この対象地域が「同和地区」と呼称されてきたものである。）として指定し、集中的に同地区の経済的環境及び生活環境を整備しようとするものであった。同対法は、そ

のための事業をとくに「同和対策事業」として同法第6条各号に個別に掲げていた。

しかし、同事業は昭和57年に終了し、その後継法律である地域改善対策特別措置法（以下「地対特措法」という。）も、昭和62年3月末に失効した。したがって、これらの法律の失効後、各自治体で「同和対策事業」をどのように定義し、どのように行うかは原則として自由な裁量に任されていたものである。川崎市においては、上記のとおり、「同和地区」の指定もなく、また地対特措法の「対象地域」の指定もなかったことから、同和世帯の支援のために、市内に存在する同和団体に補助金を支出するほか、平成15年3月までに、上記同和団体を通じて同和世帯更正資金貸付事業を行ってきたことが認められる。これらの措置は、地区や地域を特定して支援する方式ではなく、世帯を支援する事業として企画実施されてきたものであり、ほかに同事業に関し、市が特定の地区や地域を指定して支援した事情は見当たらない。したがって、市において同和地区は存在せず、その地名や区域をあらわす文書及び地図は存在しないとする実施機関の処分は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	鈴木庸夫
委員	高岡香
委員	安富潔
委員	葭葉裕子